

平成28年度税制及び税務行政  
の改正に関する意見書

平成27年3月19日

東京税理士会

# 平成28年度税制及び税務行政の改正に関する意見書

## 今後の税制改革

消費税の軽減税率制度＝低所得者層の軽減効果が限定的＋高所得者層の負担軽減＋中小事業者の事務負担増加＋逸失税収額が多額 ∴単一税率を維持し、給付付き税額控除制度の導入！

## 重要な改正要望事項

### 【一. 所得税及び法人税に関する事項】

1. 公的年金等受給者が受ける公的年金等控除の見直しを図ること
2. 所得控除全体の見直しを行い、その中でも人的控除については税額控除制度等へ移行すること
3. 役員給与の損金不算入規定の見直しを図ること ～役員給与を引下げた場合の損金算入～

### 【二. 消費税に関する事項】

4. 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度を創設すること

### 【三. 地方税に関する事項】

5. 外形標準課税制度は中小企業には導入しないこと

### 【四. 税務行政に関する事項】

#### 6. マイナンバー制度に関する事項

- (1) マイナンバーの記載誤りについて、補正制度を導入すること
- (2) 本人交付用の源泉徴収票等の法定調書及び申告書の控え等については、番号を記載しないこととする
- (3) マイ・ポータルは電子申告と連携すること
- (4) マイナンバー制度に関係する命令等を制定する際は、例外なくパブリック・コメントを実施すること

### 【一. 所得税及び法人税に関する事項】

1. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越を認めること
2. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度を不適用とすること
3. 給与所得者に対する課税制度の見直しを図ること
4. 個人である白色申告者の純損失等の繰越控除の期間を5年にすること
5. 経済的利益に対する給与課税の適正化を図ること
6. 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例等の規定を廃止すること
7. 青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間を法人とあわせ10年とすること
8. 所得控除における雑損控除の順序の取扱いを見直しすること
9. 不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること
10. NISA設定後5年の非課税期間における取引は全て非課税とし、相続等による非課税制度終了時のみなし譲渡を廃止すること
11. 競馬、競輪等の公営競技に係る払戻金について、運営事業者が払戻金受取者の税金相当額を納税する方式に改めること
12. 退職所得課税の見直しを図ること
13. 一括償却資産の損金算入制度等の廃止及び少額減価償却資産等の損金算入限度額を引き上げること（30万円未満）
14. 金銭債権の貸倒れ計上基準を明確化し、法令で規定すること
15. 交際費課税は経営の実態に適合した課税対象の範囲とすること
16. 特定同族会社の留保金課税制度を全面廃止すること
17. 中小企業の賞与・退職給付引当金制度を復活すること
18. 外国子会社合算税制の適用対象者の要件を見直すこと

### 【二. 消費税に関する事項】

19. 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること
20. 中間申告による納税を任意に選択できる制度を新設すること
21. 仕入税額控除の帳簿等記載要件を簡略化すること

### 【三. 相続税及び贈与税に関する事項】

22. 二世帯住宅の小規模宅地等の減額の特例の取り扱いについて、構造上区分されている一棟の建物（集合住宅（マンション等）を除く）で区分所有登記されているものにかかる小規模宅地等の減額の特例の適用について見直しを行うこと
23. 金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること
24. 財産評価の基本的事項を法律に規定するとともに、公正な評価が行われるよう、その方法及び手続を法定するなど整備をすること。また、その整備前であっても、現行の財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、貸付金債権の評価、特定の評価会社の株式の評価などの見直しを図ること
25. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件を緩和すること
26. 相続時精算課税制度の見直しを図ること ～評価の特例等
27. 相続税の更正の請求に関する特則事由の見直しを図ること
28. 小規模宅地等の区分に被相続人と三世帯同居等親族が取得する場合の「生前同居居住用宅地等である小規模宅地等」を追加し、相続税の課税価格に算入すべき価額は同居期間に応じ20/100未満の割合とすること
29. 相続財産に関する費用は相続税の課税価格から控除すること

### 【四. その他国税に関する事項】

30. 印紙税を廃止すること

### 【五. 地方税に関する事項】

31. 個人住民税の均等割及び所得割の非課税の基準と所得税の基礎控除を統一すること
32. 少額配当に係る非課税措置を復活すること
33. 個人事業税について青色申告特別控除を認め事業主控除額を引き上げること。また、対象事業の見直しを図ること
34. 法人の事業税、都道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること
35. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること
36. 不動産取得税の課税要件の見直しを図ること
37. 固定資産税の免税点を基礎控除額とし、その金額を引き上げること。また30万円未満の少額資産を課税対象から除外すること
38. 土地、家屋の評価方法の見直しを図ること
39. 減価償却制度の改正に合わせて、固定資産税においても同様に償却を行って償却資産の課税標準額を算定すること

### 【六. 税務行政に関する事項】

40. 国税通則法第1条「納税者の権利利益の保護に資する」を追加し、納税者権利憲章を制定すること
41. 国税不服審査制度を抜本的な見直しを図ること
42. 税務調査手続に関する事項
43. 「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備すべきこと
44. 申告書等の閲覧時のコピーの交付等を認めること

その他の改正要望事項

## 【 目 次 】

<b>I. 意見書の基本的考え方</b>	…	<b>1</b>
1. 意見書作成に当たって	…	1
2. あるべき税制構築のための基本理念	…	1
<b>II. 今後の税制改革について</b>	…	<b>2</b>
1. 平成 27 年度税制改正大綱について	…	2
(1) デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置	…	2
(2) 地方創生・国家戦略特区	…	4
(3) 社会保障・税一体改革／消費税の軽減税率制度の導入には反対	…	4
(4) 固定資産税	…	5
(5) 国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和に向けた取組み	…	5
(6) 復興支援のための税制上の措置	…	6
(7) 円滑・適正な納税のための環境整備	…	6
2. その他の事項		
(1) 財産債務明細書の見直しについて	…	7
(2) 検討事項について	…	8
(3) マイナンバー制度について	…	8
<b>III. 重要な改正要望事項</b>	…	<b>9</b>
1. 公的年金等受給者が受ける公的年金等控除の見直しを図ること。 (新規要望)	…	9
2. 所得控除全体の見直しを行い、その中でも人的控除については、 税額控除制度等へ移行すること。	…	9
3. 役員給与の損金不算入規定の見直しを図ること。 ～役員給与を引き下げた場合の損金不算入～	…	10
4. 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定 する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者配慮し た申告不要制度を創設すること。	…	11
5. 外形標準課税は中小企業には導入しないこと。(新規要望)	…	11

6. マイナンバー制度に関する事項	・・・	12
(1) マイナンバーの記載誤りについて、補正制度を導入すること。	・・・	12
(2) 本人交付用の源泉徴収票等の法定調書及び申告書の控え等については、番号を記載しないこととすること。(新規要望)	・・・	12
(3) マイ・ポータルは電子申告と連携すること。	・・・	12
(4) マイナンバー制度に関係する命令等を制定する際は、例外なくパブリック・コメントを実施すること。	・・・	13
<b>IV. 改正要望事項</b>	<b>・・・</b>	<b>14</b>
【一. 所得税及び法人税に関する事項】		
1. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。	・・・	14
2. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度を不適用とすること。	・・・	14
3. 給与所得者に対する課税制度の見直しを図ること。	・・・	15
4. 個人である白色申告者の純損失及び雑損失並びに上場株式等の譲渡損失の繰越控除の期間を5年にすること。	・・・	15
5. 経済的利益に対する給与課税の適正化を図ること。	・・・	15
6. 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例等の規定は廃止すること。	・・・	15
7. 青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間を法人とあわせ10年とすること。	・・・	16
8. 所得控除における雑損控除の順序の取扱いを見直すこと。	・・・	16
9. 不動産所得に係る損益通算制度の特例は廃止すること。	・・・	16
10. N I S A設定後5年の非課税期間における取引はすべて非課税とし、相続等による非課税制度終了時のみなし譲渡を廃棄すること。	・・・	17
11. 競馬、競輪等の公営競技に係る払戻金について、運営事業者が払戻金受取者の税金相当額を納税する方式に改めること。(新規要望)	・・・	17



12. 退職所得課税の見直しを図ること。	・・・	18
13. 一括償却資産の損金算入制度等の廃止及び少額減価償却資産等の損金算入限度額を引き上げること。	・・・	18
14. 金銭債権の貸倒れ計上基準を明確化し、法令で規定すること。	・・・	18
15. 交際費課税は経営の実態に適合した課税対象の範囲とすること。	・・・	19
16. 特定同族会社の留保金課税制度を全面廃止すること。	・・・	19
17. 中小企業の賞与・退職給付引当金制度を復活すること。	・・・	20
18. 外国子会社合算税制の適用対象者の要件を見直すこと。(新規要望)	・・・	20
<b>【二. 消費税に関する改正要望事項】</b>		
19. 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。	・・・	20
20. 中間申告による納税を任意に選択できる制度を新設すること。	・・・	21
21. 仕入税額控除の帳簿記載要件を簡略化すること。	・・・	21
<b>【三. 相続税及び贈与税に関する事項】</b>		
22. 二世帯住宅の小規模宅地等の減額の特例の取り扱いについて、構造上区分されている一棟の建物（集合住宅（マンション等）を除く）で区分所有登記されているものにかかる小規模宅地等の減額の特例の適用について見直しを行うこと。	・・・	22
23. 金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。	・・・	23
24. 財産評価の基本的事項を法律に規定するとともに、公正な評価が行われるよう、その方法及び手続を法定するなど整備をすること。また、その整備前であっても、現行の財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、貸付金債権の評価、特定の評価会社の株式の評価などの見直しを図ること。	・・・	23

25. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件を緩和すること。	・・・	24
26. 相続時精算課税制度の見直しを図ること。～評価の特例等	・・・	25
27. 相続税の更正の請求に関する特則事由の見直しを図ること。	・・・	26
28. 小規模宅地等の区分に被相続人と三世同居等親族が取得する場合の「生前同居居住用宅地等である小規模宅地等」を追加し、相続税の課税価格に算入すべき価額は同居期間に応じ20/100未満の割合とすること。 (新規要望)	・・・	26
29. 相続財産に関する費用は、相続税の課税財産から控除すること。	・・・	27
<b>【四. その他国税に関する事項】</b>		
30. 印紙税を廃止すること。	・・・	27
<b>【五. 地方税に関する事項】</b>		
31. 個人住民税の均等割及び所得割の非課税の基準と所得税の基礎控除を統一すること。	・・・	28
32. 少額配当に係る非課税措置を復活すること。	・・・	28
33. 個人事業税について青色申告特別控除を認め事業主控除額を引き上げること。また、対象事業の見直しを図ること。	・・・	28
34. 法人の事業税、都道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。	・・・	29
35. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。	・・・	29
36. 不動産取得税の課税要件の見直しを図ること。	・・・	29
37. 固定資産税の免税点を基礎控除額とし、その金額を引き上げること。また、30万円未満の少額資産を課税対象から除外すること。	・・・	29
38. 土地、家屋の評価方法の見直しを図ること。	・・・	30
39. 減価償却制度の改正に合わせて、固定資産税においても同様に償却を行って償却資産の課税標準額を算定すること。	・・・	30

## 【六. 税務行政に関する事項】

- 40. 国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。 . . . 31
- 41. 国税不服審査制度の抜本的な見直しを図ること。 . . . 31
- 42. 税務調査手続に関する事項 . . . 32
  - （1）反面調査の通知義務及び制限規定を定めること。 . . . 32
  - （2）事前通知を要しない調査であった場合における当該理由の通知規定を定めること。 . . . 32
- 43. 「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備すること。 . . . 33
- 44. 申告書等の閲覧時のコピーの交付等を認めること。（新規要望） . . . 33



## I. 意見書の基本的考え方

### 1. 意見書作成に当たって

本会は、平成 28 年度税制改正に関する要望事項の収集のため、本会関係役員及び支部関係役員等より意見を聴取し、また本会法対策委員会から各支部法対策委員会等に対して任意による意見の提出依頼を行った。その結果、当該税制改正に係る要望事項について、109 件の意見が提出されている。

本意見書は、これらの意見要望を参考とし、かつ、これまで本会が作成した税制改正に関する意見書及び日本税理士会連合会の税制改正に関する建議書等を比較検討して、支部長会の協議及び理事会の議決を経て取りまとめたものである。

### 2. あるべき税制構築のための基本理念

租税には、国や地方公共団体などの公共部門の活動を維持するための財源として、金銭その他の財貨を法律に従い、強制的に徴収する機能を有している。安定財源の確保という租税の直接的な目的を達成するためには、租税の機能と効果を考慮しつつ、経済政策と社会環境の整備に即応する税制を考えていく必要がある。

また、税制は、国民生活、経済活動のみならず、社会制度そのもののあり方に密接に関係するものである。それゆえ、税制に対する国民からの信頼を高めていくことは、わが国にとって最も優先すべきことである。その信頼構築のためには、納税者の理解を得るとともに、世代間の公平その他税負担の能力に応じ、公平に租税を課することが重要である。その実践は、景気回復などの経済政策並びに少子高齢化社会への対応や所得再分配などの社会環境に即応する様々な政策を考慮しつつ、その時代に適した税制を構築していかなければならない。

一方、経済のグローバル化の急速な進展に対しては、わが国の税源が侵食されることのないよう、税制の柔軟かつ迅速な対応が求められている。国際的な租税回避を防止し、国内外における事業者の公平な競争条件を確保することは、わが国経済の発展と財政基盤の安定に寄与することになるであろう。

## II. 今後の税制改革について

政府は、金融政策、財政政策及び民間投資の成長戦略からなる経済政策を推進してきている。これに基づき、平成 25 年度及び平成 26 年度の税制改正では、企業の賃金引上げや設備投資を促進するための措置等の政策的な税制の整備が講じられてきた。

ところが、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率の引き上げが実施されたことを契機に、個人消費等の意識が低下したため、平成 26 年 7～9 月期の実質 GDP 成長率が 2 四半期連続でマイナス成長となった。国民生活の安定と景気回復のためには、賃金上昇と子育て環境の整備を推進して雇用拡大に積極的に取り組み、民間における生産性の向上と消費喚起の後押しとなる政策が急進されなければならない。

税制は、社会環境と国民生活のあり方に対して、密接に関連しているものである。平等公平を追求する政策実現のためには、所得と資産の格差が固定化しないよう、担税力を考慮した税制改正を推進していかなければならない。この理念の下に経済再生と成長戦略を推進し、経済が好循環した場合には、税制の本来の財源調達機能へと導かれていくだろう。その結果、政府の掲げる平成 32 年度（2020 年度）の基礎的財政収支黒字化目標に繋がっていくものとする。そして、当該目標達成のために何より優先すべきことは、消費増税等の検討以前に、歳出削減と国有財産の売却を促進することであろう。

税制改革の方向性は、平成 26 年 12 月 30 日与党から公表された「平成 27 年度税制改正大綱」及び平成 27 年 1 月 14 日閣議決定された「平成 27 年度税制改正の大綱」の改正案等から捉えることができる。そこで、当該改正案等の基本理念を踏まえ、主要項目について、意見を付すこととする。

### 1. 平成 27 年度税制改正大綱について

#### (1) デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

法人税改革の流れは、法人課税を成長志向型の構造に変えるため、欧米各国に即して「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことである。しかし、このビジョンには、法人税率の引き下げに対して、税目を横断的に捉えて必要以上に課税ベースが拡大されていないか注視しなければならない。特に欠損金の繰越控除制度に係る控除限度額の縮減及び外形標準課税の拡大は、業績悪化に伴う赤字法人の経営再建に対して大きな足かせとなるであろう。従来課税対象としていなかった赤字法人課税の領域に大きく踏み込むことは、法人課税の構造的な変化を誘引しても、成長志向を提唱する施策とは逆行しているように思われる。

一方、賃金引き上げの後押しを目的とした所得拡大促進税制は、法人サイドの受け止め方として、減税効果は一過性のものであると認識しているようである。それゆえ、法人の意識は継続雇用者に対する賃金としての支給財源とする発想に至らず、減税された税額は法人内部にストックしている傾向にある。賃金上昇と雇用拡大を求める政策税制は、恒久的な施策として担保され、安定的な減税が確保されるような措置が求



められる。

このような状況下において、課税ベースの拡大等による財源確保のために掲げられた今後の検討事項のうち、次に掲げる三点に絞って言及することとする。

#### ① 償却方法の定額法への一本化

減価償却費の償却方法については、定額法への一本化へ向けた検討が進められることになる。しかし、平成8年法人課税小委員会報告では、「機械及び装置、器具及び備品等の償却方法についても、定額法に一本化すべきかどうかの問題がある。これらの資産には、初期段階での生産性が高い資産や技術の進展等に伴い比較的短期間に更新されるものも少なくないとみられること等から、従来どおり定率法による償却を認めることが適当である。」としており、同委員会の考え方は現在においても通ずるものである。減価償却方法を定額法へ一本化することは、民間投資による成長戦略に逆行すると考えられるため、好ましいことではない。

しかしながら、わが国における定額法への一本化への潮流は、これまでの減価償却制度の概念を一変するものである。制度の変革時期における議論については、中小法人への経営環境を十分に配慮した検討を要求したい。

#### ② 租税特別措置の見直し

わが国法人税の課税ベースの拡大にあたっては、税制の公平性と透明性の観点から、租税特別措置を可能な限り縮減するべきである。その観点において、与党大綱で表記されている、「租税特別措置については、毎年度、期限が到来するものを中心に、廃止を含めてゼロベースで見直しを行う。」という方向性に対して異論はない。

課税ベースを拡大するための制度の選定については、本来の特別措置に求められている機能を果たしていないものが、当然縮減の対象となるべきものとなる。

#### ③ 法人事業税の損金不算入化

事業税の前身は営業税であり、本来その性質は生産要素からもたらされる収益を対象として課される収益税である。本来の意味での営業税であれば、必要経費性があり事業税は損金の額に算入されるべきである。

また、経営基盤の脆弱な中小法人に対して、事業税を損金不算入とすることは、多額の税負担を強いることとなるため、中小法人に与えるインパクトに十分留意しなければならない。目線を変えて考察した場合において、法人に対する所得課税については、国税と地方税を一体的に考えるべきものであり、単に事業税のみの改正とすべきことではない。

さらに、事業税の損金不算入化は、法人税率の引き下げに対して、法定実効税率を引き上げる効果が生ずる。同実効税率は、所得に対する税負担のメルクマールとして実務上も定着しているものである。このような観点においても事業税の損金不算入化は、政策上の理論的な矛盾を呈している。

## (2) 地方創生・国家戦略特区

### ① 東京圏への人口集中の是正・各地域での住みよい環境の確保

東京圏の人口集中の是正、地方分権の推進、インフラ整備その他行政サービスの向上による住みやすい地域環境の確保のためには、地方企業の発展と雇用の拡大が必須である。それゆえ、地域拠点強化税制の創設、雇用促進税制の拡充の効果は、大いに期待をすることである。

さらに、与党大綱に掲げている、ふるさと納税に係る個人住民税の特例控除額の上限の引上げ、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設は、地方と東京圏との財政格差に一翼を担うと期待される。

その一方では、現状のふるさと納税は、謝礼品合戦による露骨な税収の確保という状況にあり、納税者は、地方自治への参加ではなく、謝礼品の善し悪しで地方公共団体に対する資金提供をしていると感じられる。寄付とは金銭や財産などを無償で提供するものであり、不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業の財源として集めるものである。ふるさと納税の実態は、本来の寄付文化の形成目的に反して、利益供与の側面すら感じさせるものである。ふるさと納税の本質と著しく離反する対価性のある資金提供を期待した寄付金には、元来税制上の特典を与える必要はない。

### ② 少子高齢化の進展・人口減少への対応

平成 25 年に創設された教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の適用期限の延長に加え、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の創設によって、結婚、出産、育児、教育に対する資金の手当てが整ったことは、高齢者に偏在する金融資産の有効活用と少子化進展の打開策として、一定の評価を得られていることも考えられる。しかしながら、本非課税措置は、資産格差の是正、富の再分配及び所得再分配という観点から大きく逆行している。このような非課税措置の推進は、税制の機能として求められている公平性の担保と社会の活力を減退させることになりかねない。

さらに、祖父母や両親からの資金援助を期待することができない若い世代から経済的な不安を払拭させ、結婚して子どもを産むという意識を芽生えさせるためには、子どもを育てる生活環境や女性が働きやすい職場環境を整備することが極めて重要になる。このような社会・経済環境の変化に対応するための個人所得課税に係る所得控除の拡大、税率構造の見直し、給付付き税額控除制度の創設等は、喫緊の課題となるであろう。

## (3) 社会保障・税一体改革／消費税の軽減税率制度の導入には反対

平成 27 年度税制改正大綱において、消費税の軽減税率制度については、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。平成 29 年度からの導入

を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。」との記載がある。しかしながら、軽減税率の導入は、十分な財政収入が見込めなくなるのみならず、高所得者層の消費税負担を低所得者層以上に軽減させてしまうという矛盾がある。また、対象品目を米・味噌等に絞り込む政策は、低所得者層の消費税負担を軽減させる効果が限定的で、事業者の事務負担を増大させるだけの問題を残すこととなる。例えば、飲食店を営む事業者の食材仕入取引の中から、米・味噌等の特定の軽減税率対象品目を抽出して、区分経理を行うことは、中小事業者にとっては容易なことではない。

したがって、消費税の軽減税率制度については、①財政的な問題に加えて低所得者層の消費税負担軽減効果が限定的である点、②反対に高所得者層の負担軽減をもたらす点、③事業者の事務負担を増大させる点から、導入するべきではなく、現行の単一税率を維持すべきである。

ところで、単一税率を前提に逆進性の緩和を検討する場合には、消費税の給付付き税額控除制度は必須な措置となる。この給付付き税額控除制度を推奨するのは、軽減税率に比して事務負担が少なく、給付も低所得者層に限定されるため、歳出を低く抑えることができるからである。

そこで、マイナンバー制度の施行によって給付付き税額控除制度の課題が払拭されるまでの間は、簡素な給付制度を引き続き推進する。そして、マイナンバー制度の施行と同時に給付付き税額控除制度を導入する。このビジョンが実現した場合には、低所得者世帯の生活環境に公平と安心を提供し、わが国の役割を全うすることになるだろう。

#### (4) 固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、今後ともその税収の安定的な確保が不可欠である。今般の税制改正では、空家等対策の推進に関する特別措置法の勧告対象となるものが軽減特例の対象外となり、住宅の評価における過度な恩典について一部是正がなされている。

しかし、農地については、耕作放棄地についても緑地保稅地域等の課税上の恩典が与えられ、土地の有効利用及び農業促進政策を阻害している。このような耕作放棄されている農地については、宅地並みに課税強化することが望ましいと考える。税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点からは、税負担の均衡化等、固定資産税の今後を見据えた検討が求められる。

#### (5) 国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和に向けた取組み

##### ① 法人税等の国際課税原則の見直し

OECD 等が推進している「BEPS プロジェクト」等の取組みは、国際的な租税回避を各国協調して防止することで、公平な課税を実現するものである。これにより、国際的な二重非課税を防止するための外国子会社配当益金不算入制度の見直し、国

境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例の創設は、必然的な流れといえよう。

また、外国法人及び非居住者に対する国税の課税原則について、総合主義から帰属主義に見直されることは、租税条約加盟国と非加盟国との課税原則におけるダブルスタンダードからの脱却、国際的二重課税及び二重非課税の払拭により、企業競争条件の改善に寄与するグローバルな取組みが期待される。

## ② 電気通信役務の提供（仮称、いわゆるデジタルコンテンツ等）に係る消費税課税の適正化

平成 27 年度税制改正により、電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供について、「電気通信役務の提供」（仮称）と位置付け、内外判定基準を役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直すこととなった（平成 27 年 10 月 1 日から適用）。これにより、海外から国内消費者または国内事業者に対して配信されるデジタルコンテンツ等に対して消費税が課税されることとなり、国内事業者との公平性が確保されることが期待される。

しかしながら、「電気通信役務の提供」という新しい概念が導入されたことに伴い、従前の規定との線引きについて疑義が生ずる可能性が考えられる。すなわち、デジタルコンテンツの配信等には、役務の提供という側面と著作権の譲渡又は貸付けという側面とをあわせもっているが、著作権の譲渡又は貸付けの内外判定は、譲渡又は貸付けを行う者の住所地となっている（消令 6 ①七）。

著作権の譲渡又は貸付けを含む無形資産取引全般に係る内外判定のあり方については、「電気通信役務の提供」における仕向地課税の定着状況を注視しつつ、引き続き検討することが望まれる。

## （6）復興支援のための税制上の措置

東日本大震災からの復興支援は、最優先課題である。事業を再開しようとする事業者の投資費用対策、住民の帰還促進に伴う被災地域の復興再生に係る都市計画事業、住宅ローン減税の拡充措置等の税制の後押しは、大いに効果を期待したい。

さらに、復興支援を急進するためには、税制面のみならず、被災者に対する補助金交付のための予算措置等、生活基盤の早期安定に資する後押しが必須である。

## （7）円滑・適正な納税のための環境整備

### ① 国外扶養親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

国外扶養親族に係る扶養控除の不正適用が疑われる実態については、会計検査院の「平成 25 年度決算検査報告」によって明らかにされたところである。我が国の税務行政庁において、国外扶養親族の扶養控除適用要件の適正性を調査するこ

とは容易でないことから、親族関係書類及び送金関係書類の添付等を義務化する必要性は認められる。マイナンバーの付番の対象は日本国内の住民票に記載される者に限定されるので、マイナンバー制度の開始と同じタイミングで本改正が適用されることも重要である。

### ② マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用

平成 27 年 10 月の施行が見込まれている行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という）では、銀行等の預金口座等に関しては、マイナンバーは付されないこととされている。この番号利用法が改正され、預金保険等においてマイナンバーが利用できるようになることが予定されていることから、マイナンバーが付された預貯金情報を税務調査において効率的に利用できるようにする観点から、当該改正と併せて国税通則法を改正し、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務付けることとされている。しかしながら、個人の利子所得については源泉分離課税で終了することから利子調書の提出が免除されている預金口座等へのマイナンバー付与は、当初のマイナンバーの利用範囲である社会保障、税及び災害対策を超えるものであるから、個人情報保護等の観点からも、厳格かつ慎重な利用範囲の選定が求められる。預金保険等にマイナンバーが利用できるようになったとしても、当該事務の範囲を超えて、税務調査の効率性という目的によって銀行等に関して付加的に管理義務を課すことについては、費用対効果等の側面も十分に考慮しつつ更に慎重な検討が必要である。

### ③ 税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

国税及び地方税関係書類に係るスキャナ保存の対象となる契約書及び領収書に係る金額基準（現行：3万円未満）が廃止され、保存要件等も見直された。一般社会だけでなく税務行政においてもIT化・電子化が急速に進められている現状に鑑みれば、当然の改正である。この改正によって、今後は契約書及び領収書の電子化が一層進められていくこととなるので、文書課税とされる印紙税のあり方についても早急に検討されることが期待される（本会は、後述のとおり、印紙税の廃止を要望している。）。

## 2. その他の事項

### (1) 財産債務明細書の見直しについて

現行の財産債務明細書は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべきものから、提出者の範囲等が見直され、財産債務調書に変更される。この調書には、有価証券を銘柄ごとに記載するなど、従来に比して事務負担が増大するのは必至である。このような調書について、基準日である 12 月 31 日から 2 か月半後の 3 月 15 日までに提出するには、相当の困難を伴うものと考えられる。したがって、財産評価を簡便にする措置は必須であり、事務負担の配慮がなされるまでの間は注視する必要がある。



## (2) 検討事項について

与党大綱では、「小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」としている。この検討事項は、平成 18 年度税制改正において創設し、平成 22 年度の税制改正により廃止された、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の趣旨にあった、法人の役員給与損金算入と個人の給与所得控除制度との二重控除理論の再燃志向とも感じられるような表現である。

優先すべき本質的な課題は、個人と法人成り企業に対する課税という視点ではなく、現行における給与所得控除制度の目的とすべきところの実質的なギャップを受け止め、本来あるべき給与所得から控除すべき金額の構築を目指すべきであろう。

## (3) マイナンバー制度について

マイナンバー制度については、いわゆる番号関連 4 法が平成 25 年 5 月末に公布され、平成 28 年 1 月からの番号利用開始が予定されている。当面、マイナンバーについては、社会保障、税及び災害対策の 3 分野についての行政内の利用に限定されているが、源泉徴収義務や支払調書の提出義務のある民間事業者等（代理人たる税理士事務所等を含む。以下同じ。）は、番号の管理者として、安全確保の必要性から、重大な責務を負うことになる。番号利用開始に向けて、番号の管理者となる民間事業者等へのセキュリティ対策の周知徹底等、円滑な導入に向けたきめ細やかな対応が必要である。

平成 29 年 1 月から運用開始が予定されているマイ・ポータルについては、情報検索の効率化というメリットを税務行政においても活かすためには、既存の電子申告システムとの効率的な連携が必要である。そのためには、現在政府で検討が進められているいわゆるマイ・ガバメント構想も有効であり、実現に期待したい。

また、今後予定されている法定調書の拡充や個人番号の利用範囲の拡大などの検討については、中小事業者の事務負担が過度とならないよう、慎重になされるべきである。

マイナンバーの制度設計にあたっては、行政事務の効率化だけでなく納税者利便の向上に資する観点が重視されなければならない。



### Ⅲ. 重要な改正要望事項

本意見書における重要な改正要望事項は、次のとおりである。

#### 1. 公的年金等受給者が受ける公的年金等控除の見直しを図ること。(所法 35④、措法 41 の 15 の 3) (新規要望)

##### 【意見及び理由】

少子高齢社会に伴い、高齢者の労働力が今後一層求められる中で、給与所得を得ながら年金を受給する者の増加が想定されている。給与所得を得ながら年金を受給する者は、概算経費としての給与所得控除と他の所得との負担調整として設けられた公的年金等控除の両方の適用を受けており、給与所得控除のみが適用される現役世代や公的年金等控除のみが適用される給与所得のない高齢者との間に課税対象額に差が生じ、世代間格差や世代内格差が生じている。

そこで、給与課税等とのバランスを考慮して、公的年金等控除額の計算上、公的年金等と給与収入の合計額を基にみなし給与所得控除額を計算し、実際の給与所得控除額との差額を公的年金等控除額とし、給与所得を得ながら年金を受給する者にも現役世代並みの負担を求めるべきである。

ただし、65 歳以上の高齢者は所得稼働力が低下する状況を鑑み、公的年金等のみの高齢者や公的年金等と給与収入の合計が少ない高齢者への配慮から、公的年金等と給与収入の合計額が 340 万円以下の 65 歳以上の高齢者については、みなし給与所得控除額を 120 万円の定額控除（収入金額を控除額の限度）とすることで、現行の公的年金等控除の定額控除の 120 万円は維持すべきである。

#### 2. 所得控除全体的見直しを行い、その中でも人的控除については、マイナンバー制度を活用し、税額控除制度等へ移行すること。また、人的控除以外の所得控除については、その必要性を見直すこと。(所法 72～86) (継続要望・一部修正)

##### 【意見及び理由】

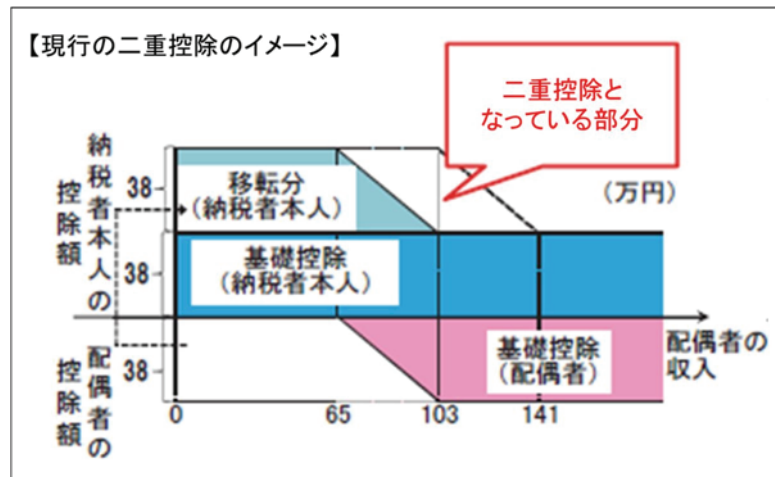
一般家庭の世帯構成も従来とは変わってきており、現行のすべての所得控除に存在意義があるとは考えられない。また、現行の所得控除制度は、適用税率の高い高所得者に有利な制度であり、所得による格差が生じているのが実情である。そこで、現行の所得控除のように、控除しきれない部分が足切りとなってしまう制度よりも、控除しきれない部分については還付等される「給付付き税額控除制度」等の導入を検討すべきである。

特に人的控除については平成 28 年 1 月から利用開始されるマイナンバーを活用し、不正還付の防止に配慮しつつ、給付付き税額控除制度等へ移行すべきである。

例えば、働き方の選択に対して中立的な税制を構築するため、現行法令では一部が二重控除となっている配偶者控除及び配偶者特別控除について見直しを行い、本人の

基礎控除を所得から控除しきれなかった場合には、その控除できなかった金額を配偶者の所得から控除できる仕組み、いわゆる移転的基礎控除を構築すべきである。なお、移転的基礎控除導入の際には、所得金額に係わらず一定額を控除できる税額控除として導入し、より中立的な税制を目指すべきである。

また、社会情勢の変化とともに、いわゆる「シングルファーザー」や「未婚の母」の他、「シングルマザー」であっても高所得を得て活躍する女性もいる。現在の寡婦（寡夫）控除は、これらの単身世帯の状況を考慮しているとはいえないため、上記配偶者控除の見直しとともに見直すべきである。



（出所：税制調査会 参考資料 平成26年10月30日をもとに作成）

### 3. 役員給与の損金不算入規定の見直しを図ること。（法法34）（継続要望・一部修正）

#### 【意見及び理由】

現行法における役員給与は、「定期同額給与」・「事前確定届出給与」・「利益連動給与」のいずれかに該当しなければ損金不算入、さらにそれらに該当する場合であっても、「不相当に高額」か「仮装・隠ぺい」によるものは損金不算入という、いわば原則損金不算入という規定になっている。

その中でも、特に「定期同額給与」・「事前確定届出給与」は、いわゆる社会通念上の報酬・賞与とは異なった税法固有の概念となっている。直面している緊急の課題としては、定期同額給与の期中改定に係る「業績悪化改定事由」の適合性について狭義の解釈がリードし、役員給与の減額に伴う損金算入に対する予測可能性が不透明になっていることである。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならない。したがって、損金不算入となる役員給与を限定した上で別段の定めとする条文構造に見直すべきであるとともに、その内容も課税要件が明確かつ常識的なものにすべきである。

**4. 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度を創設すること。(法 法 9、45) (継続要望・一部修正)**

**【意見及び理由】**

現行の納税義務免除の制度は、免税事業者と課税事業者とで価格設定のあり方が異なるとの前提にたち、課税期間開始前の基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定している。しかしながら、この制度では、課税期間の課税売上高が多額となった場合でも納税義務が生じない場合や、課税期間の課税売上高が少額となった場合でも納税義務が免除とならない場合があり、小規模事業者への配慮という制度趣旨にそぐわない事象が散見されている。

また、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、この取扱いがすべての免税事業者に周知・理解されているとは言い難く、また、すべての免税事業者に課税期間開始前に届出書を提出すべきか否かという高度な判断を求めることは困難である。届出書の事前提出を行わず、本来受けられるべき消費税の還付を受けていない事例は少なくない。

こうした弊害を解消するためには、現行の納税義務免除の制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、その上で、小規模事業者に配慮した新たな制度を創設することが必要である。具体的には、課税期間の課税売上高が1千万円以下の場合には、売上げに対する消費税額と控除税額を同額とみなすことにより、申告・納付を不要とすることができる制度を創設すべきである。

**5. 外形標準課税は中小企業には導入しないこと。(地法72の2①) (新規要望)**

**【意見及び理由】**

事業税の外形標準課税は、事業に対する応益課税としての事業税の性格の明確化、都道府県の税収の安定的確保、さらに赤字法人に対する課税の適正化に資するため、資本金の額1億円超の法人に対して導入された。政府税制調査会では法人税改革が議論され、法人税率の引下げに伴う法人住民税の減収を補う財源として、中小企業に対する外形標準課税の導入が検討されている。しかし、中小企業は大企業と比較すると財務基盤も弱く欠損法人割合も高い。したがって、担税力の観点から外形標準課税を中小企業に導入すべきでない。

また、外形標準課税の課税標準の一つである付加価値割の大半は給与であり、中小企業は大企業と比較すると労働分配率が高いことから、中小企業に外形標準課税が導入された場合には、中小企業の雇用にも影響を及ぼすことになる。さらに、地方自治体における税の執行の問題や担税力のない欠損法人の経営を圧迫する問題、さらには中小企業の雇用確保の問題にも影響を及ぼすことになる。また、東京都などの大都市の税収が一層増加することから、地域間格差がより拡大するおそれがある。

## 6. マイナンバー制度に関する事項

### (1) マイナンバーの記載誤りについて、補正制度を導入すること。（継続要望）

#### 【意見及び理由】

配偶者控除や扶養控除等の人的控除の適用にマイナンバーの記載が義務付けられることになるとしても、単純な番号の記載誤りによって控除が否認されることは納税者にとって酷であるので、番号記載を控除の要件とせず、補正制度を導入するなどして、善意の納税者に不利益な取扱いとならないようにするべきである

### (2) 本人交付用の源泉徴収票等の法定調書及び申告書の控え等については、番号を記載しないこととすること。（所得税法施行規則の一部を改正する省令、平成 26 年財務省令第 53 号）（新規要望）

#### 【意見及び理由】

本人交付用の源泉徴収票は、本人の所得を証明する書類として、金融機関をはじめとする様々な民間企業に提出されるものである。その際に、受給者本人に個人番号を黒塗りするなどの加工をさせることは現実的ではない。そもそも、本人交付用の源泉徴収票に番号の記載を義務付ける趣旨は乏しいので（確定申告書に添付する源泉徴収票に番号の記載がなくても申告書の番号を確認すればよい。）、記載を不要とするべきである。法令で記載が義務付けられているということであれば、民間企業への提出する場合に限定して、番号を記載しないで本人に交付する取扱いを認めるべきである。

また、申告書の控えについても同様の理由から、控えには番号を記載しないこととするべきである。

さらに、支払調書については、本人にも交付することが実務上慣例として定着しているので、番号を記載しない支払調書を本人に交付する取扱いを認めるべきである。

### (3) マイ・ポータルは電子申告と連携すること。（継続要望・一部修正）

#### 【意見及び理由】

平成 29 年に設置が予定されているいわゆるマイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）は、現行の e-Tax 及び eLTAX と連携することにより、行政機関へのワンストップサービスの徹底を図るべきである。また、IT 総合戦略本部マイナンバー等分科会において検討されているマイ・ガバメント構想（マイ・ポータルと e-Tax 等及び民間企業による電子私書箱を組み合わせたもの）についても納税者の利便性に資するものとして評価に値するので、実現を期待する。

(4) マイナンバー制度に係る命令等を制定する際は、例外なくパブリック・コメントを実施すること。(継続要望)

【意見及び理由】

マイナンバー制度に係る政省令や通達などの命令等を制定する際は、税務行政に関する事項を定めようとするときであっても、例外なくパブリック・コメントを実施すべきである。

## IV. 改正要望事項

### 【一. 所得税及び法人税に関する事項】

1. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(措法 31、同 32 等) (継続要望・一部修正)

#### 【意見及び理由】

法人が不動産を譲渡した場合には、その譲渡損失の額はその法人の他の利益の金額と通算される。これに対し、個人が業務の用に供していた不動産を譲渡したことによる譲渡損失はその個人の他の所得とは損益通算されない。

法人・個人間の課税の公平を確保するという観点から、譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失についても、損益通算等を認めるべきである。

2. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度を不適用とすること。(復財法 28) (継続要望)

#### 【意見及び理由】

復興財源確保法によって、復興財源の1つとして復興特別所得税(以下「付加税」という。)が課され、所得税の納税義務者はその納付義務を負い、源泉徴収を行う場合にも付加税を考慮した税率で行う必要がある。

具体的には、(1) 給与等に係る源泉所得税、(2) 利子・配当等に係る源泉所得税、(3) 報酬等に係る源泉所得税のケースがあるが、(1) の給与所得者の大半については年末調整制度があり、(2) の利子・配当所得については、一定のケースを除いては申告不要であるのに対し、(3) の報酬については、ほとんどの受給者が確定申告によって精算するという大きな違いがある。

そもそも、報酬等を支払う際に源泉徴収を行うのは、国が税金を徴収する事務の効率化及び便宜性を考慮したものであることから、10% (又は20%) という分かりやすい税率にしているところ、付加税を考慮した10.21%の現状では、支払者に多大な事務負担が課される結果となっている。

特に実務上は、源泉徴収後の手取額から支給総額を逆算する方式が採られることも少なからずあることからすると、事務処理はかなり煩雑になるとともに、計算上のミスが生じやすい状況である。

確かに、受給者が申告不要のケースもあるが、そのほとんどの者が確定申告により付加税の負担を含めて精算する実情に加え、多大な事務負担の増加による労働力のロス等を総合的に考えた場合、いたずらに杓子定規な取扱いをするよりも、企業や事業者の事務処理の簡便化を優先すべきことから、報酬に係る源泉所得税については、付加税を不適用とすべきである。



**3. 給与所得者に対する課税制度の見直しを図ること。(所法28、同57の2、同181～198)**  
(継続要望)

**【意見及び理由】**

現行の年末調整方式は徴税コストや給与所得者の利便性に優れた面があるが、他方納税義務者として税法上の権利を行使できないことやプライバシーの面等で欠点がある。プライバシー保護の観点からも給与所得者が確定申告を行うことにより、自らの所得及び税額を確定させ、税の使途についての関心を広げることにも繋がる。したがって、給与所得者に対する課税制度の原則を申告納税方式とし、年末調整方式との選択制にすべきである。

**4. 個人である白色申告者の純損失及び雑損失並びに上場株式等の譲渡損失の繰越控除の期間を5年にすること。(所法70、措置法37の12の2)(継続要望)**

**【意見及び理由】**

現行法では、所得計算の期間を暦年としているが、担税力に応じた課税を行うためには、生涯所得の方がより課税の公平を確保できる。

したがって、損失を単一年で切り捨てせず、翌年以降に繰り越すことにより、多額の損失発生による担税力の減殺を救済することができると思われる。

また、平成23年度税制改正により増額更正期間も5年に延長されたため、最低でも繰越控除期間を5年に延長すべきである。

**5. 経済的利益に対する給与課税の適正化を図ること。(所基通36関係)(継続要望)**

**【意見及び理由】**

給与所得者に対する経済的利益の非課税制度は、20年以上見直されていないものがほとんどであり、現実には一部の特定の者の優遇となっている。

特に住宅家賃については、一般相場から見るとその数分の1以下の少ない金額を徴収することにより課税が行われれないという、隠れた給与所得が存在しているのが事実である。

納税者の公平性の面から考えても、それらの基準全体について見直すべきである。

**6. 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例及び事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等の規定は廃止すること。(所法56、同57)(継続要望)**

#### 【意見及び理由】

事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例の規定はシャウプ勧告により、世帯単位課税を個人単位課税に変えたときに、要領のよい納税者に対する抜け道封じのためにできたもので、同じ趣旨の資産所得の合算課税制度は既に廃止されている。

複式簿記による記帳慣行が成熟した現在において、個人単位課税に立脚した事実関係が証明できる場合には、小規模法人と同様に親族間における相当な対価として認められるものは必要経費として認めるべきである。

### 7. 青色申告者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の期間を法人とあわせ 10 年とすること。(所法 70、法法 57) (継続要望・一部修正)

#### 【意見及び理由】

平成 27 年度税制改正において、欠損金の繰越控除制度について、中小法人等を除き、控除限度額がその事業年度の所得金額の 50%相当額に制限された。これに伴い、その繰越期間が 10 年間に延長された。

しかし、個人事業者及び中小法人を取り巻く長引く景気低迷の経済情勢からも、3 年又は 10 年の繰越控除期間では欠損金を吸収できないことが多く、ゴーイングコンサーンの原則からみて、繰越控除期間は法人と合わせて 10 年とすべきである。

### 8. 所得控除における雑損控除の順序の取扱いを見直すこと。(所法 87) (継続要望)

#### 【意見及び理由】

東日本大震災による損害は増大であり、いまだに復興したとはいえない状況は続いている。したがって、蒙るダメージも大きく納税者の負担力を大きく阻害している。所得税法上、所得控除の順序として雑損控除が最初に控除されることになっている。これは、3 年間の繰越控除が認められている為と考えられる。

しかし、震災からの迅速な復旧・復興を考慮すると、納税者の担税力低下の救済を第一に考えて、震災特例法上では他の所得控除をまず控除し、最後に雑損控除を適用することが相当である。

### 9. 不動産所得に係る損益通算制度の特例は廃止すること。(措法41の4) (継続要望)

#### 【意見及び理由】

この特例は不動産を借入金によって取得することにより、その利息が多額となり不動産所得に損失が生じ、損益通算の結果、所得が減少し、所得税額等の減少又は還付を受けることの節税対策に対するものとされている。

しかし、利息の負担により、資金が流出して課税対象所得が減少していることや、

総合課税の観点から、損益通算を制限することは所得のないところに課税することになる。この制度は、土地税制の緩和が求められている現状にはなじまない。

また、平成10年度の税制改正により、法人税においては新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されたことから不公平であるので、早急に廃止すべきである。

**10. 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税制度の適用を行う場合において、設定後5年の非課税期間における非課税口座内の少額上場株式等の取引はすべて非課税とし、期間経過や相続等による非課税制度終了時のみなし譲渡の廃止（措法37の14）（継続要望）**

**【意見及び理由】**

これは、個人投資家の証券市場への参加拡大による家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の観点から非課税範囲の拡充と利便性の向上のための要望である。

非課税口座内の少額上場株式等の非課税制度は、年間120万円を限度とし、上場株式等の取得後最長5年以内の取引であるが、上場株式等の売却又は解約を行った場合には、その時点で非課税制度は終了し、譲渡分の非課税枠を再利用することができない。したがって、再投資を行う場合には、新たに非課税枠を消費することになり、最大600万円の投資総額に非課税枠を継続的に使用することはできず、個人投資家の投資額の拡充の観点からも、5年間に限り非課税枠の再利用を認めるべきである。

また、5年間の非課税期間の経過または相続等によって非課税制度が終了した場合には、その時点で譲渡があったものとみなし、当該株式等は時価で取得されたものとされる。限定承認以外の相続等による承継の場合には、被相続人の譲渡損益も含め相続人が譲渡損益の精算を行うことに対する国民のコンセンサスが得られていること及び当事者の意思に基づかない自然な移転でないため、みなし譲渡とせずに、本来の取得費等の引き継ぎを認めるべきである。

**11. 競馬、競輪等の公営競技に係る払戻金について、運営事業者が払戻金受取者の税金相当額を納税する方式に改めること。（所法9）（新規要望）**

**【意見及び理由】**

競馬や競輪の払戻金は、所得税法上、通常は一時所得とされる。一時所得に係る総収入金額が、その収入を得るために支出した金額及び特別控除額を超える場合には確定申告を要するが、現在はその多くが申告もれとなっていると推定され、課税の公平が損なわれている。したがって、宝くじと同様に、公営競技の運営者において、一定税率による税金相当額を支払う課税方法に変更すべきである。

## 12. 退職所得課税の見直しを図ること。(所法 30、89) (継続要望)

### 【意見及び理由】

退職所得は、労務の対価の後払いとしてのものであることから、課税上退職所得控除が設けられているうえ、課税対象を2分の1とする優遇措置が取られている。

特に一部の企業などでは、この課税方式を利用した給与部分を退職給与に振りかえるなどの過度の節税が行われているケースが見受けられる。

平成24年度税制改正において、役員等としての勤続年数が5年以下の役員等が支払いを受ける退職手当については、退職所得控除後の残額を1/2とする措置が廃止されたが、根本的な見直しになっているとは言い難い。

そこで、退職給与課税については課税方式を全面的に見直し、一定の控除を認めたいうえでN分N乗方式(退職金を在職期間で除した金額に基づき税額を算出し、それに在職年数を乗ずる方式)を検討すべきである。

## 13. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。(所令138、同139、同139の2、法令133、同133の2、同134、措法67の5) (継続要望)

### 【意見及び理由】

10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産の損金算入制度として一時損金算入は認められず、3年間で損金算入されることとされている。

また、取得価額30万円未満の減価償却資産のうち年間300万円までは、中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により、全額損金算入が認められている。

しかし、事務処理の簡便化、償却資産の多種多様化などの見地より、すべての個人と中小企業について、一括償却資産の損金算入制度及び中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止すべきである。

また、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げるべきである。

## 14. 金銭債権の貸倒れ計上基準を明確化し、法令で規定すること。(法基通9-6-1～9-6-3) (継続要望・一部修正)

### 【意見及び理由】

金銭債権の貸倒れは法人税法22条3項3号に基づき計上される。それ以外に別段の定めはなく、通達(法人税法基本通達9-6-1～3)のみである。そこで、その金額は同条4項により一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される。

しかし、貸倒損失について一般に公正妥当と認められる会計処理の基準として確立し

たものはないので、発生主義の原則により処理することになる。そのため実務では長年にわたり混乱が続いている。

そこで、近年は裁判例も蓄積されてきたことでもあるから、判例を基礎にしてその計上基準を法令で規定し明確化すべきである。判例は、債務者側の事情（債務者の資産状況、支払能力等）のみならず、債権者側の事情、経済的環境等（債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等）も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断するべきとしていることから、そのことを明確にする必要がある。

#### 15. 交際費課税について、経営の実態に適合した課税対象の範囲となる様に改善整備を図ること。（措法 61 の 4）（継続要望・一部修正）

##### 【意見及び理由】

法人が支出した交際費等の額は、その支出に対して社会的な批判があるという理由から、原則としてその全額が損金の額に算入されないこととされている。

現行法上、規制の対象となる交際費等の範囲は、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」という極めて抽象的な定義であることから、実務上トラブルの生じることが多いのが実情である。

その中でも「得意先等に対する慶弔禍福の費用」については、社会通念上当然支払うべきものである上、社会的批判を受けるものでもないことから、通常要する金額であること及び帳簿等に一定の記載要件を付すことを条件として、税務上の交際費等から除外すべきである。

#### 16. 特定同族会社の留保金課税制度を全面廃止すること。（法法 67）（継続要望）

##### 【意見及び理由】

特定同族会社の留保金課税は、法人の過剰留保に対して法人と個人の税負担を考慮して課税するものとして昭和 29 年に創設された制度である。

平成 19 年度の税制改正では、特定同族会社の留保金課税制度について、適用対象から資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である会社が適用除外されることとなった。

しかし、導入当初と比べ所得税の最高税率も引き下げられ、法人税との税率の乖離が少なくなっていること及び再建途上の赤字法人が資金調達のために保有資産の売却を行ったときに、繰越欠損金により本来の法人税等の負担がなくても、留保金課税の対象となる場合があるなどの理由から、適用除外法人の拡大ではなく、特定同族会社の留保金課税制度そのものを廃止すべきである。

## 17. 中小企業の賞与・退職給付引当金制度を復活すること。(法法 54、同 55) (継続要望)

### 【意見及び理由】

法人税法上の各事業年度の所得金額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準にしたがって計算されるものとする(法法 22④)とし、各事業年度末までに債務の確定しないものは除く、として債務確定主義を採っている。その例外として、別段の定めをもって各種引当金の計上が認められていたが、平成 10 年に課税の明確性、統一性を図る観点から賞与引当金が、同 14 年に連結納税制度の創設に伴い退職給与引当金の計上が経過期間を経て廃止された。

引当金に関する法人税法の改正は法人税の体系を著しく歪めるものであり、会社法により会計参与制度が導入され、計算書類を作成するに当たって拠ることとなる「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」においても当期の負担に属する金額を当期の費用に計上しなければならないとしていることから、中小企業については両制度の復活をするべきである。

## 18. 外国子会社合算税制の適用対象者の要件を見直すこと。(措法 40 の 4、66 の 6) (新規要望)

### 【意見及び理由】

外国子会社合算税制は、居住者及び内国法人が特定外国子会社等に対する出資割合が 10%以上であるときに適用されるため、単に投資目的で出資を行った場合であっても適用対象となり得る。同制度の目的は税負担の回避を防止することであり、配当收受目的で株式を所有しているような株主に対しては適用するべきではない。

したがって、本制度の適用対象から除外される株主は、株主総会の特別決議を単独で阻止することができない議決権割合 30%以下の株主とするなど、適用されない株主の範囲を見直す必要がある。

## 【二. 消費税に関する改正要望事項】

## 19. 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。(消法 37・37 の 2) (継続要望)

### 【意見及び理由】

簡易課税適用事業者が不意な設備投資をした場合に備え、事前提出が義務付けられている「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」について、当該届出書の提出日の属する課税期間からの原則計算への変更を認めるべきである。

(注) 消費税法 37 条の 2 (災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例) では、災害等に伴う不意な設備投資に備え、期



首にさかのぼって簡易課税制度の適用を受けることをやめることが認められている。したがって、本件要望についても、届出制度の趣旨に反するものではない。

## 20. 中間申告による納税を任意に選択できる制度を新設すること。(消法 42) (継続要望・一部修正)

### 【意見及び理由】

任意の中間申告制度（消法 42⑧～⑩）は、消費税の滞納防止と徴税の効率化の観点から非常に有効であると思われる。

そこで、この制度の普及を促進するために、次の①から③の項目について、追加の改正を要望する。

- ① 中間申告義務の有無にかかわらず、一月中間申告や三月中間申告についても選択することができるようにすること。

また、前納報奨金制度を設けることにより、納税者の積極的な中間申告制度の活用を促すべきである。

(注1) 還付加算金を目当てに前納することを防止するために、確定申告で中間申告納付額が還付となる場合には、従来の中間申告制度により義務付けられた中間申告納付額を基に計算した還付加算金を超える部分の金額は、なかったものとみなす旨の規定を設ける。

(注2) 三月中間申告の適用対象事業者が、六月中間申告を選択することは認められない。また、一月中間申告の適用対象事業者が、三月中間申告又は六月中間申告を選択することは認められない。

- ② 前納報奨金制度を設けることにより、納税者の積極的な中間申告制度の活用を促すこと。

- ③ 任意の中間申告制度についても、通常の中間申告と同様に「みなし申告制度」を設けること。

## 21. 仕入税額控除の要件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すること。(消法 30) (継続要望)

### 【意見及び理由】

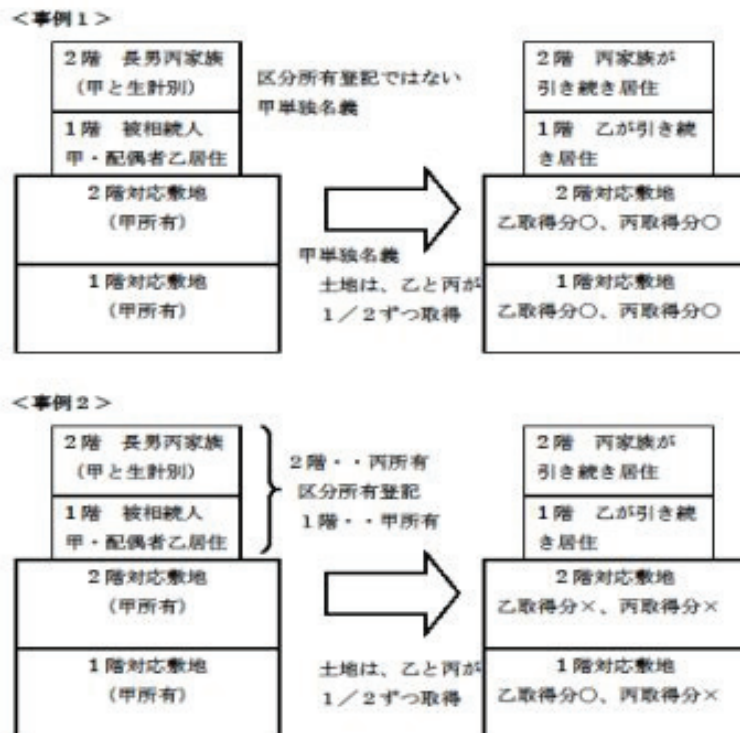
仕入税額控除の要件として、記載要件を満たした帳簿及び請求書等の両方の保存を義務づけていることから、事業者の事務負担が過重になっている。請求書等により仕入税額控除要件が確認できるのであれば、重複して帳簿に記載しない場合でも取引の検証は十分に可能であるから、帳簿への記載を簡略化すべきである。

### 【三. 相続税及び贈与税に関する事項】

22. 二世帯住宅の小規模宅地等の減額の特例の取り扱いについて、構造上区分されている一棟の建物（集合住宅（マンション等）を除く）で区分所有登記されているものにかかる小規模宅地等の減額の特例の適用について見直しを行うこと。（措法 69 の 4 ③ニイ、措令 40 の 2④⑩）（継続要望）

#### 【意見及び理由】

構造上区分されている一棟の建物の内容について登記の形態により取扱いが異なるため登記の形態による取扱いの差異を解消すべきである。措置法施行令40の2⑩において措法69の4 ③ニイに規定する政令で定める部分は「被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物が建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物である場合には、当該被相続人の居住の用に供されていた部分」とされたため構造上区分されている一棟の建物で区分所有登記されているものについては小規模宅地等の対象となるのは、被相続人の居住の用に供されていた部分に限られる。よって被相続人が単独名義で所有する場合及び共有名義で登記されている場合と比較し特例の適用を受ける範囲について差異が生ずる。一棟の建物で区分所有登記されている場合においても単独名義及び共有名義登記と同様に全体宅地についての適用を認めるべきである。ただし、集合住宅（マンション等）などで区分所有登記されている建物の取扱いについてはいわゆる二世帯住宅とは同居の実態が異なるため分けて考えるべきである。



事例1と事例2では生活の実態は同じであるが登記の事実により小規模宅地等の減額の適用に差異があるため、区分所有登記がされていても同じ取扱となるように要望する。

23. 金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。（相法38①、41①、相令12①、相令17①、相基通38-2、相基通41-1）（継続要望）

【意見及び理由】

平成18年度税制改正では、金銭又は延納による納付困難要件を判定する際には、相続財産だけではなく、納税者の固有の財産もその判定の対象とされることとなった。

しかし、相続税は、所得金額を課税標準とする所得税及び法人税とは異なり、取得した相続財産そのものを評価し、課税価格とする財産税の性質を有するため、その納付方法として「延納」及び「物納」が金銭納付の例外として認められている。

財産税である相続税は、本来課税対象となった相続財産そのもので納付を完結すべきであり、金銭又は延納による納付困難要件の判定においても、相続財産でその判定を行うべきであると考えられる。そこで、金銭又は延納による納付困難要件の判定から、納税者固有の財産を除外すべきである。

24. 財産評価の基本的事項を法律に規定するとともに、公正な評価が行われるよう、税理士等の専門家の意見を幅広く聴取した上で、その方法及び手続を法定するなど整備をすること。また、その整備前であっても、現行の財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、特に次に掲げる事項の見直しを要望する。（相法22、同26の2、評通204、205、189）（継続要望・一部修正）

（1）貸付金債権の評価

債務超過である同族会社への貸付金債権の評価について時価評価を認める。時価評価については、営業権評価における超過利益金額（一部修正）を準用する等の具体的な評価方法を明確にするべきである。なお、時価評価による場合には、額面と時価との差額について株式の評価上株価に反映することとする。

（2）特定の評価会社の株式

特定の評価会社の株式から比準要素数1の会社、株式・土地保有特定会社の評価の規定を除外する。

【意見及び理由】

相続税等における財産評価は、課税標準に直接影響を及ぼすものであるにもかかわらず、評価方法は法令で定められていない。そのため、多くの部分が執行上で決められている傾向にある。財産評価は租税法律主義に基づき、評価の基本的事項を法律本文で明確に定め、具体的な評価方法については法令で明定すべきである。現行の評価通達のように評価の裁量権が国税庁長官にあるような実態は改めるべきである。

土地評価については、相続税法第26条の2（土地評価審議会）の規定があるが、より納税者の意見が反映される実効性のある手続として、公正な評価のための協議機関等の導入が必要である。

### (1) 貸付金債権の評価

貸付金の評価については財産評価基本通達 204 で返済されるべき元本の額で評価されることが規定されており、同通達 205 では課税時期において債務者が会社更生手続きの開始決定等の法的事由に該当する場合のその有する債権金額その他回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額を元本の価額に算入しないことが規定されている。しかし実務的には同通達 205 後半の回収が著しく困難な債権について回収不能額を算定することは難しく額面額での課税がされることが多く担税力がない財産についての課税が発生している場合が多い。よって相続税法 22 条の時価評価の原点に戻り同通達においても時価評価を認めるべきである。時価評価については具体的な評価方法を通達で定めるべきであり、例えば時価評価の方法として「元金の額」と「営業権の評価における超過利益金額（一部修正）の 10 倍」のいずれか少ない金額を評価額とする方法、評価会社が小会社である場合には、「元金の額」と「元金の額を負債と認識しない純資産価額（マイナスの場合はゼロ）から同元金の額を負債とした場合の純資産価額（マイナスの場合はゼロ）を控除した評価差額」のいずれか少ない金額を評価額とする方法等が考えられる。また時価評価を認めることにより法人税法（法令 8①九）の債権額時価により資本等の額が決定されるという内容との整合性も図れることになる。

### (2) 特定の評価会社の株式

特定の評価会社の株式評価については、当該特定の評価会社に該当する場合は、通常の評価会社の株価と比較し著しく高くなる可能性があり中小企業の事業承継を困難にしている場合がある。特に比準要素数 1 の会社の評価については利益が生じていないのに通常の評価会社の株価より高く評価されてしまう評価方法は応能負担の観点からも納税者に不利益が生じている。また資産の構成割合・保有状況により株式の評価方法が異なるのは評価方法を複雑にしているためこれら特定の評価会社について通常会社と同様の評価方法で評価できるよう要望する。

## 25. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の事項を見直すこと。（継続要望・一部修正）

### (1) 資産保有型会社の判定時期を現行の期間判定から、年に一度設定される報告基準日において判定する制度に改めるべきである。（措法 70 の 7④九、他）

#### 【意見及び理由】

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度においては、判定対象期間中一の時点において資産保有型会社（総資産のうちに特定資産の占める割合が 100 分の 70 以上である会社をいう。）に該当すれば、納税猶予の期限が確定することとされている。

これは、例えば設備投資の為に銀行借入を行い遅滞なく対象設備を取得した場合であっても、その借入直後において特定資産割合が 100 分の 70 以上となっていれば納税猶予の期限が確定することを意味するものであり、中小企業の資金計画を著しく阻害

する内容となっている。

**(2) 資産保有型会社の判定における割合算定方法を見直すべきである。(措法70の7④九)**

**【意見及び理由】**

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の対象とならない資産保有型会社については、その判定は総資産価額のうちに占める特定資産（現金・預貯金その他一定の資産）の価額の割合によるものとされている。

そのため、敷金・補償金や預託金などを受け入れる慣習のある業種などにおいては、その事業の実態性の有無に関わらず必然的に判定割合が高く算出されるという弊害が生じている。

したがって、敷金・預託金のようなその事業の性質上不可避免的に発生する預かり金的性質を有する負債については、判定割合の算定上総資産の価額及び特定資産の価額から控除する制度に改めるべきである。

**(3) 贈与税の納税猶予が打切りとなった場合に、相続時精算課税制度の選択を可能とすべきである。(措法70の7他)**

**【意見及び理由】**

本来の贈与税の課税関係においては、いわゆる暦年贈与と相続時精算課税贈与のいずれかを選択できる制度となっているところ、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度における税額は暦年贈与により計算することとされており、猶予打切りとなった場合には当該税額を納付すべきこととなっている。

つまり、贈与時に納税猶予制度を選択することにより相続時精算課税制度の選択可能性を放棄することとなっており、これが贈与税の納税猶予制度の適用を躊躇する大きな要因となっている。

よって、贈与時において相続時精算課税制度の適用要件を充足していることを前提に、贈与税の納税猶予制度が打切られた場合には相続時精算課税制度により算出した税額を納付し、同制度による課税関係に移行することを認めるべきである。

**26. 相続時精算課税制度について、次の事項を見直すこと。(継続要望)**

**(1) 特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の、同一財産二回課税を排除すること。(相法21の17①、②)**

**【意見及び理由】**

相続時精算課税適用者である子が特定贈与者である親より先に死亡するケースでは、その相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除く。）が被相続人の相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税の権利義務を法定相続分



(特定贈与者を除く。)に応じて承継することになる。

これにより当該制度の適用対象となった贈与財産が子の死亡による相続税の課税対象となり、更に親の死亡時に同一財産が相続時精算課税の対象財産として親の死亡による相続税の対象となるケースもあり、二回課税の不合理が生じる。

また、子の死亡に伴う相続において、実際には財産を相続していない子の相続人についても特定贈与者である親の死亡による相続税においては、子に係る相続時精算課税の納税の権利義務を法定相続分に応じて承継する不合理も生じる。

したがって、これらの不合理が排除されるような規定に改めるべきである。

## **(2) 相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地の評価減特例の適用を受けられるようにすること。(措法 69 の 4)**

### **【意見及び理由】**

相続時精算課税制度の適用を受けた宅地等については、当該規定により相続税の課税価格に算入されることとなっても、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができないこととされている。そこで本来、当該制度の対象となる可能性のある事業用宅地や居住用宅地などを相続時精算課税の対象として生前贈与することは、特定贈与者及び受遺者にとって著しく不利であり、当該制度普及の妨げとなっている。

したがって、原則として相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地の評価減特例の適用を受けられるようにすべきである。

## **27. 相続税の更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行が当該相続開始後 3 年以内に行われ、求償権の行使が不能な場合」を加えること。(相法 32) (継続要望)**

### **【意見及び理由】**

保証債務は、相続開始時において負担が確実なもの以外は、債務控除の対象とならないとされている(相法 14、相基通 14-3)。したがって、相続開始後に被相続人の保証債務の履行があり、求償権の行使ができない場合に、相続開始時に保証債務の負担が確実と認められない限り、救済できない。

そこで、少なくとも相続開始後 3 年以内に発生した保証債務の履行に対しては、当然相続税の課税価格を修正すべきであり、これを容認しないのは相続税本来の目的に反し不合理である。

## **28. 小規模宅地等の区分に被相続人と生前中に一定期間同居していた親族(いわゆる三世帯同居等親族)が取得する場合の「生前同居居住用宅地等である小規模宅地等」を追加し、相続税の課税価格に算入すべき価額は同居期間に応じ 20/100 未満の割合とする。(措法 69 の 4①、③二) (新規要望)**



#### 【意見及び理由】

当該新規要望は、税制優遇というインセンティブにより世帯構造の変化を促し増加する社会保障費の抑制を実現するという内容の要望である。高齢社会の進展により介護給付費は年々増加し平成 24 年累計では給付費ベースで約 8.5 兆円あり前年比では約 5,000 億円増加している。その中で 65 歳以上の世帯構造は単独世帯及び夫婦のみ世帯が年々増加し、三世帯同居世帯は減少傾向にある。また三世帯同居を実現している世帯の居宅サービス利用率は他の世帯より低いというデータがある。このことより単独世帯の増加及び三世帯同居世帯の減少は更なる介護給付費増加要因となり得る。そのため相続税優遇というインセンティブにより同居を希望する世帯に対し同居移行を促し介護給付費の抑制を実現する。社会の基本は「自助」にあることを踏まえ、介護・子育て等に対する家族の助け合いを正しく評価し税制に反映させるべく当該税制案の新規要望を行う。この税制案導入における税込額の見込額は 869.30 億円（平成 25 年税制改正施行前）であり介護給付費抑制見込額は 737.27 億円だが介護給付費の年々の増加を踏まえると数年で抑制額が減収額を上回ることが予測される。

### 29. 相続財産に関する費用は、相続税の課税財産から控除すること。（相法 13、同 14）（継続要望）

#### 【意見及び理由】

民法第 885 条は、「相続財産に関する費用は、その財産の中から、これを支弁する。」とある。相続税の課税価格の計算には、遺言執行費用（民法第 1021 条）等、相続財産に関する費用も相続財産から控除できるよう改めるべきである。

## 【四. その他国税に関する事項】

### 30. 印紙税を廃止すること。（継続要望）

#### 【意見及び理由】

印紙税は、経済取引により生じる経済的利益に担税力を求め課税する間接税に近い流通税であると言われている。これは文書課税ともいわれるように経済取引において作成される課税事項が記載された文書に対して課税されるものである。

現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式や内容が変化し、電子決済、ペーパーレス化等が進み、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じているので廃止すべきである。

## 【五. 地方税に関する事項】

31. 個人住民税の均等割及び所得割の非課税の基準と所得税の基礎控除を統一すること。  
(地法 24 の 5③、295③、附則 3 の 3①、④) (継続要望)

### 【意見及び理由】

合計所得金額で比較すると、現在、所得税の基礎控除は 38 万円、個人住民税の非課税の基準は、均等割の場合、各市町村で異なり 35 万円、31.5 万円、28 万円の 3 通り、所得割の場合、35 万円と紛らわしい状況である。控除対象配偶者及び扶養親族の要件が合計所得金額 38 万円以下であることは、所得税及び個人住民税も統一されている。したがって、地方分権改革の進む中であるが、個人住民税の均等割及び所得割の非課税の基準も所得税の基礎控除に合わせ 38 万円とすべきである。

32. 少額配当に係る非課税措置を復活すること。(旧地方税法施行令附則 4 条) (継続要望)

### 【意見及び理由】

平成 15 年度税制改正において、支払いを受ける配当金額が 5 万円以下(年 1 回決算の場合には 10 万円以下)のいわゆる少額配当に対しての個人住民税につき、平成 16 年度の個人住民税から非課税措置は廃止された。

上場株式について申告は選択性であるが、非上場株式については少額配当であっても住民税のみの申告を要することとなった。申告も懈怠しがちであるが、課税捕捉も困難と予想される。

上場株式の総合課税制度を復活するとともに、非上場株式配当については、従来の少額配当についての住民税非課税措置を復活すべきである。

33. 個人事業税について青色申告特別控除を認め事業主控除額を引き上げること。また、対象事業の見直しを図ること。(地法 72 の 49 の 14、同 72 の 2) (継続要望)

### 【意見及び理由】

個人事業税は所得税を土台に算定され、また、青色申告特別控除の趣旨には青色申告制度の普及及び奨励があるので、個人事業税においても所得税及び個人住民税で認めている青色申告特別控除を認めるべきである。

個人事業税の事業主控除は、平成 11 年度の税制改正で 290 万円に引き上げられたが、平成 25 年分の民間給与平均額は、414 万円(国税庁の平成 25 年分民間給与の実態)となっている。給与所得者の平均給与額と乖離しないよう見直しする必要がある。事業主控除額を同程度引き上げるべきである。

また、個人事業税の課税対象事業を見直すべきである。

**34. 法人の事業税、都道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。（継続要望）**

**【意見及び理由】**

中小法人における法人税（国税）にかかる欠損金の繰戻し還付の停止措置については平成 21 年 4 月に廃止され、本則どおり繰戻し還付規定の適用が認められている。

中小法人は経営基盤が弱く、景気低迷により受ける影響は特に深刻であり、中小法人の事業税、都道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すべきである。

**35. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。（地法 72 条の 49 の 12、地法 72 の 23）（継続要望・一部修正）**

**【意見及び理由】**

社会保険診療報酬等に係る事業税の所得については課税除外とされている。税負担の公平を図る観点からは、特定の業種の税負担を一律に軽減するような制度は廃止すべきである。

**36. 不動産取得税の課税要件の見直しを図ること。（地法 73 の 7）（継続要望）**

**【意見及び理由】**

不動産取得税は、不動産の取得の事実に着目して課税される税とされている。不動産の所有の事実に着目して課税する固定資産税とは異なるが、一般的には取得者は、所有者であり、不動産取得税と固定資産税の納税者は同一といえる。

しかし、取得原因となる売買、贈与等が裁判等により所有権の移転が無効となった場合には、所有権は実際には移転しないのであるから、不動産取得税の課税要件は成立しないことになる。

第三者のためにする契約では不動産取得税を課税していないこともあり一定期間内に相当な理由によって所有権の移転が取り消された場合には、不動産取得税を取り消すべきである。

**37. 固定資産税の免税点を基礎控除額とし、その金額を引き上げること。また 30 万円未満の少額資産を課税対象から除外すること。（地法 351）（継続要望）**

**【意見及び理由】**

固定資産税は免税点制度として、同一市町村ごとに土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円と定めている。

現在の固定資産の評価方法による固定資産税の負担は重く、負担の軽減を図るため

に免税点制度を基礎控除制度に改める。その金額は、土地及び家屋は 100 万円、償却資産は 300 万円程度に引き上げるべきである。

また、租税特別措置法で定めている 30 万円未満の少額資産については法人税及び所得税で費用化を認めていることから、固定資産税においても同様とすべきである。

### 38. 土地、家屋の評価方法の見直しを図ること。（地法349）（継続要望）

土地の評価は、地価公示価格の 7 割評価額とする評価基準を基に負担調整率を採用し課税標準額を決めている。

家屋については再建築価格を基準とし、経年減点補正率をもって評価をしているが、土地、家屋とも評価時期は原則として 3 年ごとに評価を行い、価格を決定している。時価の下落が続いている中では、実際の取引価格との格差は大きく、時価を反映しない負担調整率、経年減点補正率による課税標準の決定は、固定資産税の過大な負担をもたらすものであり、国民の理解は得られない。

したがって、固定資産税に対する国民的関心を踏まえ、また、租税法律主義の観点等から現行の固定資産評価制度の抜本的改革を図り、固定資産税評価額決定のあり方、評価方法、評価の時期を検討し見直しを行うべきである。

### 39. 減価償却制度の改正に合わせて、固定資産税においても同様に償却を行って償却資産の課税標準額を算定すること。（地法 349 の 2、同 350、同 351）（継続要望）

#### 【意見及び理由】

平成 19 年度の税制改正において、減価償却制度が改正され、平成 19 年 4 月 1 日以降取得減価償却資産については償却可能限度額及び残存価額が廃止され、平成 19 年 3 月 31 日以前取得減価償却資産については前事業年度までの各事業年度においてした減価償却費の累積額が、取得価額の 95%相当額まで到達している減価償却資産については、その到達した事業年度の翌事業年度（平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に限られる。）以後において、残存簿価を 5 年間で均等償却計算した金額を償却限度額として償却を行い、それぞれ残存簿価 1 円まで償却できるようになった。一方、固定資産税の償却資産については、現行の評価方法（最低評価額 5%）を維持することとされている。しかし、実態としては、耐用年数を経過した資産は残存価値が概ね無くなったと考えるべきであり、むしろ、廃棄のための費用負担を考慮するとマイナス価値とも考えられる。したがって、償却資産の課税標準額算定にあたっては、残存簿価 1 円まで償却を進めて評価すべきである

## 【六. 税務行政に関する事項】

### 40. 国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。（国通法1）（継続要望）

#### 【意見及び理由】

平成23年度税制改正において、国税通則法改正案のうち、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にするための第1条の改正及び納税者権利憲章の策定が見送られたことは、これらの改正を長年要望してきた本会としては、遺憾である。

「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。」とする平成23年度税制改正法附則第106条（注）の趣旨を踏まえ、早急に国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、あわせて納税者権利憲章を制定すべきである。

なお、国税通則法の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にすることについて、行政手続法の目的規定と平仄をとるためには、行政運営における透明性の向上を図る趣旨も明確にすべきである。

また、納税者権利憲章には「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること。」の文言を入れるべきである。憲章を行政文書とするのであれば、その作成過程においてパブリック・コメントを実施する等、国民（納税者）の十分な参加と監視が不可欠である。

さらに、これらの改正とあわせて国税通則法の題名を改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう変更すべきである。

（注）この条項は三党合意にもとづき挿入されたものであるから、政権交代を経ても当然に遵守されるべきである。

### 41. 国税不服審査制度の抜本的な見直しを図ること。（継続要望・一部修正）

#### 【意見及び理由】

平成26年6月に全部改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号）が公布され、これと併せて国税通則法第8章第1節の不服審査に係る規定も全面的に見直された（平成28年4月施行の見込み）。この改正の内容は、本会がかねてより表明してきた意見に概ね沿うものであるから、円滑に新制度に移行することを期待する。そのためにも、国会審議において衆議院及び参議院の両総務委員会で付された附帯決議を踏まえ、特に以下の2点に配慮すべきである。

- ① 現行の異議申立てに替わる新たな「再調査の請求」が“税務調査のやり直し”ではなく事後救済手続であることを、納税者に周知徹底すること。

- ② 今回の改正に伴う政省令及び通達等の改正の際は、平成 23 年の国税通則法改正に対応する税務調査関係の通達の制定時と同様に、パブリック・コメントの実施が不可欠であること。

## 42. 税務調査手続に関する事項

### (1) 反面調査の通知義務及び制限規定を定めること。(国通法 74 の 9) (継続要望)

#### 【意見及び理由】

反面調査の権限は、調査担当職員に対して、質問検査権が付与されているものとして解釈されている。反面調査の目的は、取引先や金融機関等（以下「取引先等」という。）から、当該職員が税務調査の対象となっている納税者の取引に関する証拠資料等の情報を収集することである。しかし、反面調査に制限が存しない場合には、納税者は取引先等との信頼関係が失墜する恐れもある。

そこで、反面調査は、納税者に対する調査を行った場合において、取引の実態が把握できなかったとき、納税者が調査に非協力的だったとき、その他これらに類するやむを得ない事情があるときに制限し、納税者の理解を求めて、当該取引先等に対して取引の状況を確認することができるようにすべきである。さらに調査の事前通知に定める規定（国通法 74 の 9）の適用を法令上明確に定める必要がある。

### (2) 事前通知を要しない調査であった場合における当該理由の通知規定を定めること。 (国通法 74 の 10) (継続要望)

#### 【意見及び理由】

調査担当職員が保有する情報等によっては、事前通知を行わずに税務調査を実施することを認めている。この事前通知を行わずに調査を行う理由としては、「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれがある」、又は「調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と規定している。

しかし、事前通知がなく調査が実施された場合には、当該判断した内容を納税者に通知することにより、手続の透明性及び納税者の予見可能性を高め、調査に当たって納税者の協力を促し、より円滑かつ効果的な調査の実施と申告納税制度の一層の充実・発展に資する観点及び税務行政庁の納税者に対する説明責任を強化することに繋がるものと解される。したがって事前通知を要しない調査であった場合における当該理由の通知規定を法定化すべきである。



#### 43. 「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備すること。（継続要望）

##### 【意見及び理由】

わが国では、阪神淡路大震災や東日本大震災のような大規模な震災がいつ発生してもおかしくない状況にある。災害の復旧・復興には迅速性が要求されるため、災害が発生する度に震災特例法等の救済法の立法手続きを行うのではなく、「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備すべきであると考えます。

#### 44. 申告書等の閲覧時のコピーの交付等を認めること。（新規要望）

##### 【意見及び理由】

平成 26 年 6 月に行政不服審査法の全部改正に併せて国税通則法の不服審査に係る規定も全面的に見直されたが（平成 28 年施行予定）、かかる改正において、一般に謄写により新たにマスキング等の措置が必要とないことを踏まえれば、謄写を認めることにより行政庁の事務遂行に著しい支障が生ずるとまではいえないとの考えにより、利用しやすい制度とする観点から、証拠書類等の閲覧の際に謄写（当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付）も認めることとされた（改正国税通則法 97 の 3 ①）。現在、税務署での申告書等の閲覧の際のコピーの交付等（コピーの交付、カメラ撮影、スキャナによる読み取り）は、原則として実施されていないが、上記の国税通則法改正の趣旨に鑑みて、税務署での申告書等の閲覧の際においてもコピーの交付等を認めることとすべきである。